

令和5年1月30日

各自治会長 様

野田市防犯組合長 鈴木 有

「防犯指導員」並びに「防犯連絡所」の推薦について（依頼）

厳寒の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域防犯行政の推進に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在ご活動いただいております防犯指導員の方々は、本年3月31日をもって任期満了となります。また、防犯連絡所の方々の任期はございませんが、現状を正確に把握させていただく必要があります。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、防犯指導員並びに防犯連絡所のご推薦をお願いしたく、同封の推薦届により3月1日（水）までに同封の返信用封筒にてご返送いただくか、市民生活課（市役所2階）へご提出いただきますようお願い申し上げます。

期限までに提出できない場合につきましては、委嘱書の交付が遅れる場合がありますので、ご了承願います。お早めにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、当該「防犯指導員推薦書」及び「防犯連絡所推薦書」の記載内容には、個人情報が含まれますので、取扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

記

**1 今回ご推薦いただく方の任期は、令和5年4月1日から2年間となります。**

原則として2年間継続して活動できる方を推薦してください。

**2 現在、防犯指導員並びに防犯連絡所になっている方でも、今回の推薦届で推薦されていない場合は退任扱いとなりますのでご注意ください。**

**3 裏面の「防犯指導員設置および活動基準、防犯連絡所設置基準」のとおり、防犯指導員の人数はおおむね100世帯に1名、防犯連絡所は1自治会1か所が目安ですが、各自治会の状況に応じた人数で推薦してください。**

※本通知は、防犯組合加入団体及び過去に推薦届出をいただいている団体に送付しています。

事務局 野田市役所 市民生活課 防犯係  
電話 04-7199-4908（直通）

## 防犯指導員設置および活動基準

改正 平成18年 5月10日

- 第1 (趣旨) この基準は、野田市防犯組規約第5条にもとづき防犯指導員(以下「指導員」という。)の設置及び活動について必要な事項を定めるものとする。
- 第2 (委嘱の基準及び委嘱) 指導員は、自治会長の推薦に基づき野田市に居住する者のうちから概ね100世帯に1名の割合で野田市防犯組合長が委嘱するものとする。
- 第3 (活動要領) 指導員は、自治会長、防犯連絡所、およびその他防犯関係機関と緊密に協力し、その分担区域において、概ね次の活動を行うものとする。
- (1) 防犯座談会の開催
  - (2) 防犯環境の整備促進
  - (3) 防犯資料の配布、および掲示
  - (4) その他防犯思想の普及、実践活動等必要な防犯活動
- 第4 (任期) 指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 第5 (委嘱状・指導員証等の交付)
- 1 野田市防犯組合長は、指導員を委嘱したときは、委嘱状(様式第1)、防犯指導員証(様式2)を交付するものとする。
  - 2 指導員がその任期を終わった時は、これらを返納しなければならない。

## 防犯連絡所設置基準

- 第1条 (趣旨) この基準は、野田市防犯組規約第5条に基づき地域住民による自主防犯体制を確立し、効果的な防犯活動が行われるよう防犯連絡所の設置、および運営に関し必要な基準を定めるものとする。
- 第2条 (防犯連絡所の性格) 防犯連絡所は、野田市防犯組合支部の組織下に置くものとする。
- 2 防犯連絡所は、地域住民が協力して犯罪または事故のない明るい社会をつくる活動の拠点とする。
- 第3条 (防犯連絡所の指定) 防犯連絡所は、自治会長または、防犯指導員の推薦により防犯組合長が指定する。
- 第4条 (防犯連絡所の設置場所) 防犯連絡所は、原則として電話があり、かつ防犯連絡区域内の各世帯と連絡に便利な場所に設置するものとする。
- 第5条 (防犯連絡所の設置基準) 防犯連絡所は、行政区画、住民状況、交通環境、犯罪情勢等を考慮し、概ね次の基準により設置する。
- 1 一般地区にあつては、自治会を単位に1カ所とする。ただし、世帯数により、増減することができる。
  - 2 住宅団地およびアパート等にあつては、増設することができる。
- 第6条 (防犯連絡区域) 防犯連絡所の区域は、その自治会長、防犯指導員と協議して定めるものとする。
- 第7条 (防犯連絡所の活動要領) 防犯連絡所は、次の事項について区域内住民または通行者から申し出のあつた時は、速やかに警察署に連絡するものとする。
- 1 警察署の措置を必要とするとき
  - 2 防犯について意見および要望等があるとき
- 第8条 (防犯連絡所の表示) 防犯連絡所には、これを表示する標識を作成し、見やすい個所に掲示するものとする。